



山西小学校便り

山西っ子

《なかよく・かしこく・たくましく》



梅が満開となりました。6年生の卒業も近づいています。

令和3年2月16日(火) no.48 文責：上田

心のアンケート いじめの認知について

12月初旬に熊本県下で『心のアンケート』が実施されました。いじめの認知、その後のいじめ解消までの大まかな流れは、裏面の図のようになります。

本校では、アンケート後の12月から1月にかけて、各学級で子どもと担任との教育相談を行い、その後、校内生徒指導部会で、アンケート結果の一つ一つの事案について、今後の対応も含め協議しました。いじめはどの子にも起こりうることで、いじめを漏れなく認知することに努め、いじめの認知が多いことは教師の目が行き届いていることであるとの認識を持つことが必要です。その上で、いじめの認知・解消に向けた取り組みをしなくてはならないと考えています。(生徒指導部会でいじめの認知を考える際に使用した資料を裏面に掲載しますのでご一読ください。)

さて、次のような事例が、いじめの認知に関する文科省資料に示されています。この事例は、いじめにあたりと考えられますか？

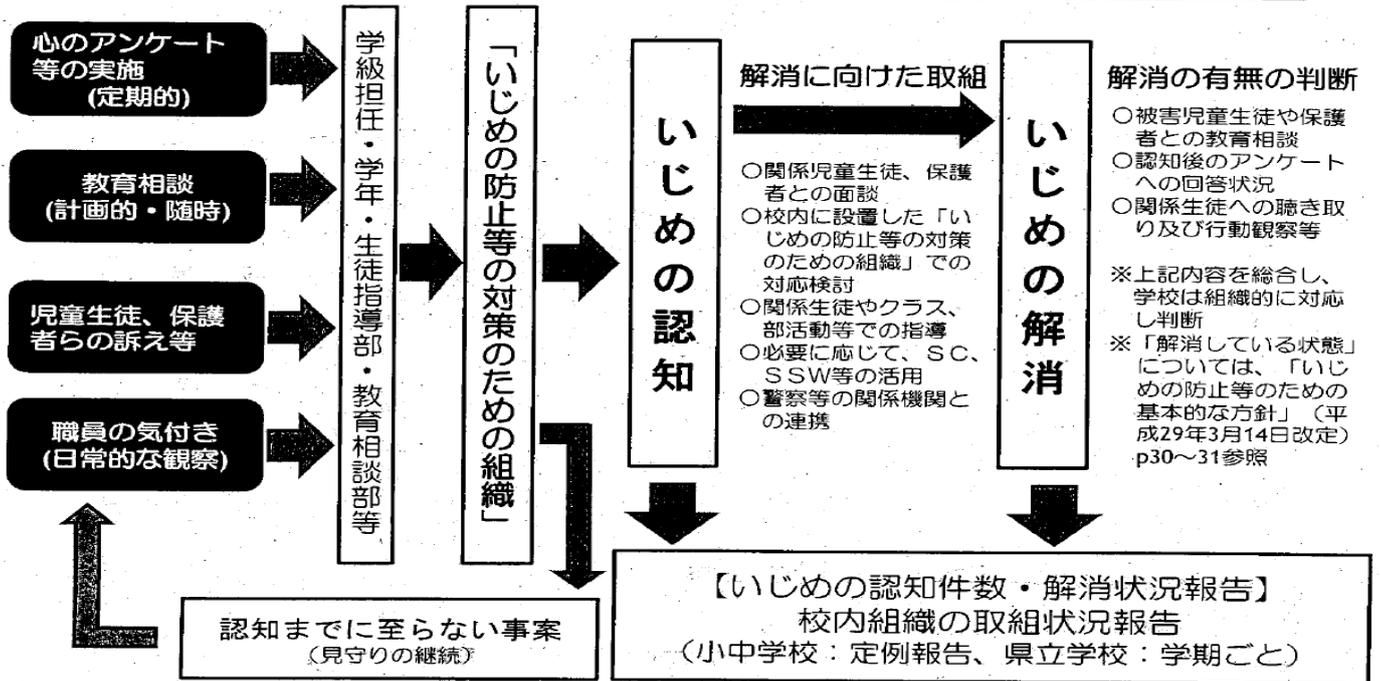
体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり、他の同級生の前でばかにされたりし、Bはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うことをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bはバスケットボールの練習にも取り組み、今では、Aに昼休みにバスケットボールに誘われることを楽しみにしている。

「いじめ防止対策推進法」では、「いじめとは、…一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的及び物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。この定義に照らすと、本事例はいじめに該当すると考えられます。いかがでしょうか。アンケート後の教育相談では、いじめについての子どもの受け止め方についても、いじめを許さない態度を育てるという視点で指導をしています。

今回12月の本校アンケートによるいじめの認知件数は15件でした。今後も、いじめの芽やいじめの兆候と言われる事案も含めたいじめの認知と、その後のいじめの解消に積極的に取り組まなくてはならないと考えています。

文科省の数年にわたるいじめ追跡調査では、「仲間はずれ、無視、陰口」をされた経験がある子どもが9割、「仲間はずれ、無視、陰口」をした経験がある子どもが9割という数値もあります。いじめの未然防止と早期発見にご家庭のご協力をお願いします。

心のアンケート等からいじめの認知、解消までの流れについて



★ワンポイント・アドバイス★

いじめの初期段階は、よくあるささいなトラブル

いじめ、とりわけ「暴力を伴わないいじめ」の場合、その始まりは児童生徒の間でよく見られるトラブルです。それがその後にはエスカレートして深刻ないじめへと発展するかどうかについては、その段階で見極めることはできません。風邪をこじらせて肺炎になり、死に至ったような場合であっても、ひき始めの段階では単なる風邪でしかないのと同じです。つまり、いじめの「早期発見」というのは、風邪で言うならひきはじめの段階から見過ごさないということであり、更に言うなら、未然防止が最も効果的ということなのです。

しかしながら、幾ら未然防止に力を注いでも、やはりささいなトラブルは生じます。学校は成長途上にある子供が集まる場所ですから、トラブルが起きないはずがありません。中にはエスカレートしていじめになっていくものもあります。ですから、できるだけ早い段階から、いじめではないかと疑い、適切に対応していくことが求められているのです。このように考えて対応を進めるなら、たとえ「いじめのない学校」を目指して熱心な取組を行っていたとしても、「認知件数0」と報告できるのは極めてまれなことと言えるでしょう。

そもそも「認知件数」とは、深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした(と「認知」した)数字、ということではありません。むしろ、いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上(そじょう)に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」なのです。

つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告、ということです。ですから、重大事態の件数の増加は問題でも、「認知件数」の増加は必ずしも問題とは限らないのです。

同じ出来事に対する教職員の反応には、一つの学校の中でも温度差があります。ある教職員がいじめと判断しても、別の教職員はそのようには判断しない場合もあり得ます。そうした温度差が対応の差を生み、いじめ等が放置されていくようでは困ります。

そうした問題をなくすには、二つの方法が考えられます。

一つは、いじめか否かを発見者の個人的な判断に委ねることなく、「組織」で行うということ。このリーフで紹介しているような手順を徹底することです。

もう一つは、いじめという事象に対する認識の共有を図るような校内研修の実施です。当センターで作成した「いじめに関する研修ツール Ver.2」を用いた校内研修の実施は、そうした温度差をなくし、教職員が同一歩調を取れるようにする上で有効な手立ての一つです。